

# 山形市地域公共交通会議

日 時：令和5年12月21日（木）

午前8時45分～9時45分

会 場：山形市役所7階 701A会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

- (1) 滝山地区モデル事業（南くるりん）における運行期間の短縮について 資料1
- (2) 楯山地区モデル事業（楯っちゃん丸タクシー）における運行内容の変更について 資料2
- (3) 公共交通有識者会議の見直し（案）について 資料3

### 4 その他

楯山地区における買い物バスの停留所名変更について 資料4

### 5 閉 会

## 滝山地区モデル事業（南くるりん）における運行期間の短縮について

### 1 協議事項の概要

- (1) 対象路線 滝山地区モデル事業（南くるりん）
- (2) 協議内容 運行期間の短縮
- (3) 変更理由

令和5年3月3日開催の山形市地域公共交通会議において令和5年8月、10月、令和6年1月に運行実験を実施することで協議が調っており、これまで東北芸術工科大学が休校期間である8月と授業期間である10月に運行実験を実施したが、大学の授業の有無に関わらず乗車人数が一定であることが確認できた。1月は降雪期の影響を確認するため運行実験を行う予定であり、その中でも1月の前半は大学の休校期間、後半は授業期間として位置付けていた。

8月と10月の運行実験の結果から、1月は休校期間と授業期間の両方の情報を収集する必要がないことから1月の運行実験については大学の授業期間である17日間に集中して降雪期の状況を把握し、令和6年度の運行内容の見直しに活用するもの。

- (4) 変更点

#### 【運行期間】

運行時期	変更前	変更後
	① R5. 8. 1～8. 31（芸工大生長期休暇期）	① R5. 8. 1～8. 31（芸工大生長期休暇期）
	② R5. 10. 1～10. 31（通常期）	② R5. 10. 1～10. 31（通常期）
	③ R6. 1. 2～1. 31（降雪期）	③ R6. 1. 15～1. 31（降雪期）
	計 92 日間	計 79 日間

### 2（参考）滝山地区モデル事業（南くるりん）の概要

路線名称	滝山地区モデル事業運行実験 愛称：南くるりん	
運行形態	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送（定時定路線）	
利用対象者	地区や年齢問わず誰でも利用可能	
運行時期	<b>【変更前】</b> ① R5. 8. 1～8. 31（芸工大生長期休暇期） ② R5. 10. 1～10. 31（通常期） ③ R6. 1. 2～1. 31（降雪期） 計 92 日間	<b>【変更後】</b> ① R5. 8. 1～8. 31（芸工大生長期休暇期） ② R5. 10. 1～10. 31（通常期） ③ R6. 1. 15～1. 31（降雪期） 計 79 日間
運行日	上記期間中は毎日運行（土日祝日含む）	
運行車両	中型バス（定員49名、20席）予定	
運行ルート	イオンモール山形南～東北芸術工科大学間を運行するルート	
運行距離	約14.8km	
停留所数	24か所	
運行本数	各コース 10便/日、午前8時台～午後8時台	
運行時間	約1時間3分	

## 楯山地区モデル事業（楯<sup>た</sup>っちゃん丸タクシー）における運行内容の変更について

### 1 協議事項の概要

- (1) 対象路線 楯山地区モデル事業（楯っちゃん丸タクシー）  
 (2) 協議内容 運賃の変更  
 (3) 変更理由

楯山地区に新たな公共交通の導入に向けたモデル事業として、令和5年5月31日開催の山形市地域公共交通会議において令和5年10月から運行実験を実施することで協議が調っているが、運行内容の検証及び課題の整理を行うため、運賃の取扱いを変更したことによる地域住民の利用状況の変化を把握するもの。

- (4) 変更点

#### 【変更前】

運賃	1乗車大人(中学生以上) 500円 ※小学生は上記運賃の半額、未就学児は無料 ただし、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した者(介助の同行者1名までを含む)、車椅子利用者(介助の同行者2名までを含む)は、上記運賃の半額とする。
----	--

#### 【変更後】

運賃	大人(中学生以上) 1名乗車時 500円 2名乗車時:1名当たり 250円 3名乗車時:1名当たり 200円 4名乗車時:1名当たり 150円 ※小学生は上記運賃の半額、未就学児は無料 ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をした者及び介助のためにその者に同行する1名までの者並びに車いすの利用者及び介助のためにその者に同行する2名までの者は上記運賃の2分の1の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)とする。
----	---

- (5) 変更時期

令和6年1月3日(水)から1月31日(水)まで

### 2 (参考) 楯山地区モデル事業（楯っちゃん丸タクシー）の概要

運行形態	①事業許可 道路運送法第21条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送(区域運行) ②運行方法 ・事前予約制 ・自宅と目的地をドアツードアで接続し、時刻表に沿って運行(予約のないダイヤは運行しない。)
------	--

使用車両	普通タクシー(定員5名)	
利用対象者	制限なし	
運行区域	風間・青野町内会を除く楯山地区(十文字・新開・青柳町内会)	
運行実験期間	令和5年10月、令和6年1月、4月、7月	
運行日	水曜日、金曜日	
運行本数	8便/日	
運賃	<p><b>【変更前】</b>  1乗車大人(中学生以上) 500円  ※小学生は上記運賃の半額、未就学児は無料  ただし、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した者(介助の同行者1名までを含む)、車椅子利用者(介助の同行者2名までを含む)は、上記運賃の半額とする。</p>	<p><b>【変更後】</b>  大人(中学生以上)  1名乗車時 500円  2名乗車時:1名当たり 250円  3名乗車時:1名当たり 200円  4名乗車時:1名当たり 150円  ※小学生は上記運賃の半額、未就学児は無料  ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をした者及び介助のためにその者に同行する1名までの者並びに車いすの利用者及び介助のためにその者に同行する2名までの者は上記運賃の2分の1の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)とする。</p>
運行事業者	山形地区ハイヤー協議会	

## 公共交通有識者会議の見直し(案)について

### 1. 現状と課題

公共交通施策の拡大充実に伴い、有識者会議の種類と開催回数が増加している。そのため、参加委員及び事務局負担が増大している。さらに、国へ提出が必要な計画や運行内容の見直しなど協議事項の多くが専門的で高度化している。以上のことから有識者会議のあり方について見直しを行い、負担の軽減や協議事項への適切な対応を図る。

### 2. 見直しの基本的な考え方

①既存の3つの有識者会議を統合し、「(仮)山形市公共交通協議会」を設置する\*。

構成委員の任期は2年とする。

※見直しスキームは次ページ参照

②構成委員は根拠法で規定される区分に応じて必要最小限の人数に抑制する。

③会議は全体会と専門部会で構成する。

全体会…原則年1回開催し、原則全ての構成委員が出席する。

協議内容は根拠法に規定させる事項、市長が必要と認めた事項、前年度の取組実績、今年度の取組状況等。

専門部会…必要に応じて開催する。

構成委員は協議内容に応じて全体会構成委員から市長が選任する。

協議内容は市長が必要と認めた事項。

専門部会で承認した事項は原則全体会での承認が必要であるが、緊急を要する事項又は専門性の高い事項は、専門部会での承認をもって全体会での承認とみなすことができる。その場合、専門部会の承認直後に開催される全体会へ報告を行う。

④市長は構成委員以外の者に対して、資料の提出や会議への出席を依頼し助言を求めることができる。

⑤市長に事故等があるときは、山形市事務代決及び専決に関する規定に基づき代わりの者が上記処理を行う。

### 3. 変更時期

令和6年4月から

## 公共交通有識者会議見直しスキーム

【令和5年度まで】

【令和6年度から】

## 山形市公共交通活性化協議会

根拠: 地域公共交通活性化再生法

目的: 地域公共交通計画の策定や進行管理など

## 山形市地域公共交通会議

根拠: 道路運送法

目的: コミュニティバスの運行など

所属	職名	氏名	区分
東北芸術工科大学	教授	吉田 朗	学識経験者
山交バス株式会社	営業部乗合課長	小川 泰則	交通事業者等
山形地区ハイヤー協議会	会長	石川 康夫	交通事業者等
山形県ハイヤー協会	専務理事	山家 康彰	交通事業者等
山形県ハイヤー・タクシー協会	会長	青木 礼二	交通事業者等
山形県バス協会	専務理事	小関 和夫	交通事業者等
町内会	会長		利用者代表 (協議事項関連)
東北運輸局山形運輸支局	主席運輸企画専門官	田島 宏保	地方運輸局
山形県村山総合支庁 総務企画部 総務課連携支援室	主査	石井 達也	山形県村山総合 支庁長が指名する者
国土交通省 山形河川国道事務所	調査課長	佐藤 敦	国道管理者
山形県村山総合支庁 道路課	道路管理専門員	長谷部 志郎	県道管理者
山形市都市整備部 道路維持課	次長(兼)課長	佐藤 秀弘	市道管理者
山形警察署交通第一課	課長	石山 秀一	警察署
山形県交通運輸産業 労働組合協議会	副議長	伊藤 圭一	交通事業者の 運転者組織
山形市企画調整部	部長	畑口 和久	山形市長代理

## (仮)山形市公共交通協議会

根拠: 地域公共交通活性化再生法、道路運送法など

目的: 令和5年度の協議会等の目的と同じ

区分
学識経験者
交通事業者等
利用者代表
地方運輸局
国道管理者
県道管理者
市道管理者
警察署
交通事業者の運転者組織
山形市長

## 山形市総合交通戦略協議会

根拠: 都市・地域総合交通戦略要綱

目的: 総合交通戦略策定や進行管理など

統合

統合

統合

## 楯山地区における買い物バスの停留所名変更について

### 1 報告事項の概要

- (1) 対象路線 風間（青野）ヨークベニマル落合
- (2) 報告内容 停留所名の変更（風間町内会内）
  - 「二口街道」を「楯山駅東」へ変更。
  - 「楯山駅入口」を「楯山駅西」へ変更。
- (3) 変更時期 令和6年1月4日から
- (4) 変更理由 分かりやすい停留所名へ変更するため。

### 2（参考）買い物バスの概要

路線名称	風間（青野）ヨークベニマル落合
運行形態	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送による定時定路線型の運行
利用対象者	制限なし（ターゲット：楯山地区のうち、風間町内会及び青野町内会）
運行開始時期	令和6年1月4日から
運行日	毎週木曜日
運行ルート	風間町内会⇄青野町内会⇄ヨークベニマル落合店
運行距離	往路：10.3km 復路：11.7km
運行時間	約25分間
運賃	200円～250円
運行車両	中型バス（定員49名、20席）予定
運行事業者	山交バス株式会社

### 3 運行開始までのスケジュール

R5年6月～	各町内会と運行内容に係る協議
10月	地域公共交通会議で運行内容案承認（運行内容決定）
11～12月	国土交通省東北運輸局へ許可申請（審査期間2ヵ月）
	周知広報、運行準備
R6年1月	運行開始